

補足：ワクチン接種証明書を保持されている方に対する日本入国後の待機期間短縮について

令和3年9月28日

●今般、本邦入国の水際対策に関し、新型コロナウイルスワクチン接種証明書による待機期間の短縮が発表されました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000836306.pdf>

●本措置に伴い、本邦に令和3年10月1日午前0時以降に入国し、**有効なワクチン接種証明書**を保持する方は、入国後14日間の自宅等での待機期間中、入国後10日目以降に自主的に受けた検査（PCR検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に届け出ることにより、残りの**待機期間が短縮されます**。

また、**有効なワクチン接種証明書**を保持する方は、**宿泊施設での待機及び入国後3日目の検査が求められません**。

※ 上記条件に当てはまる場合でも、別途、検疫所又は保健所から自宅等での待機の継続等について指示があった場合には、その指示に従う必要があります。

※ 年齢要件でワクチン接種が認められていない子どもは、上記の待機短縮等は認められません。

●ただし、**キルギスで取得したワクチンの接種証明書は有効なワクチン接種証明書と認められておらず、本措置の対象外**となります。有効なワクチン接種証明書の発行国・地域、有効なワクチン名／メーカーが限られておりますので、ワクチン接種証明書をお持ちで本邦への渡航を考えておられる方におかれましては、措置の対象となるかを十分確認頂きますようお願い致します。

●本邦への渡航者で渡航前14日間にキルギスに滞在歴のある方は、水際対策として入国に際して下記の対応が必要となっています。

「出国前72時間以内に受けた検査結果の証明書」の提出

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00249.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)

スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)

質問票の提出

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00251.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html)

- 既にお知らせしていますが、令和 3 年 9 月 30 日午前 0 時以降に入国される渡航者には「3 日間の検疫所長の指定する宿泊施設での待機」は求められません。